

# 道路景観改善にかかる標識の整備に関する取組み

福井県 土木部 道路保全課

## 1. 福井県の概要

### 1) 位置

福井県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、面積 4,189.27km<sup>2</sup> で 9 市 8 町に区画され、北は石川県、東南は岐阜県、西南は京都府・滋賀県に連なり、西北は日本海に面しています。

県内を北緯 36 度線、東経 136 度線が通っており、東京とほぼ同じ緯度にあります。

### 2) 地勢

敦賀市と南越前町との山稜を境として嶺北地方と嶺南地方に分かれます。

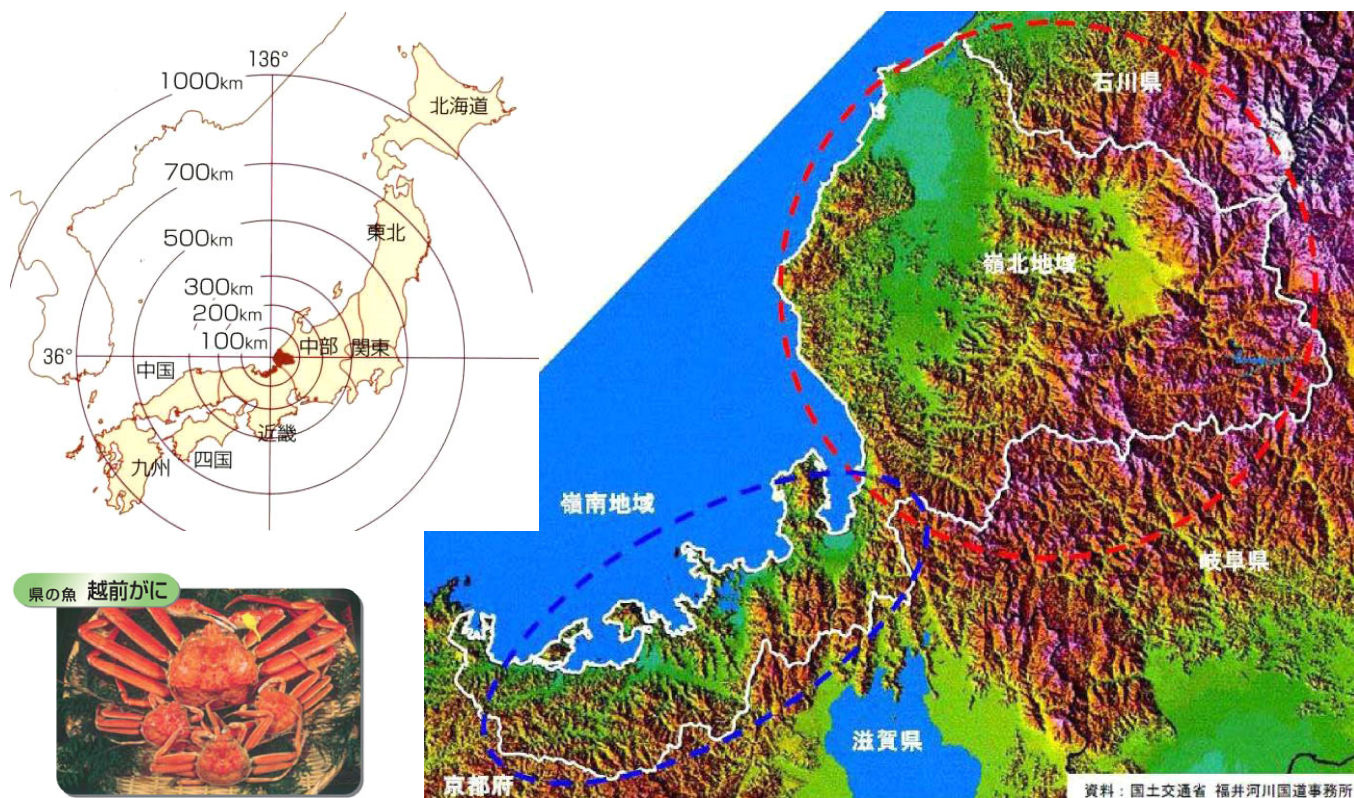
嶺北地方の隆起性の地形と嶺南地方の沈降性の地形は、美しい自然を形成し、「越山若水」として広く県民に親しまれています。

特に、奇岩のみられる越前海岸、および起伏に富んだリアス式海岸の若狭湾は、自然海岸の割合が高く、海岸線延長約 420km の大部分が国定公園に指定されています。

### 3) 気候

本県は冬季に積雪の多い日本海式気候に属しています。

年平均気温は約 14℃、年間降水量は約 2,590mm です。地域的には、嶺北地方の平野部が平均的であり、山間部の奥越地方は気温がやや低く降水量が多いのに対し、嶺南地方は温暖で降水量も少ない傾向にあります。



## 2. 福井県の道路整備

福井県では、道路行政をとりまく経済・社会情勢の変化に対応する道路整備の将来的な方針を設定した『道路の将来ビジョン つくろう いかそう 福井の道』を平成16年1月に策定しています。

「空間的価値の再生～地域をそだてる道づくり～」の中では、「観光資源の有効活用への支援」や「環境との調和」を基本目標の一つとしており、観光地など福井の歴史ある沿道景観の形成・維持を推進しています。その中でも道路標識は、支柱の本数や標識板の寸法が沿道景観に大きく影響することから、周辺環境に調和した標識の整備が求められます。



### 3. 標識の整備に関する福井県の取組み

#### 1) 標識柱を減らす（標識柱の集約化）

福井県では、新たに設置する道路標識等については信号柱などと共有化を図る、標識板の裏面利用を行うなど標識柱を減らす取組みを行っています。また、老朽化や退色等が進んでいる公共施設の案内看板を除却するなど、道路景観の改善に取り組んでいます。



信号柱や標識柱の共有化



標識板の裏面利用で観光地（東尋坊）をPR

#### 2) 標識柱、板をなくす（標識の撤去）

「福井ふるさと百景<sup>\*</sup>」など眺望が優れている箇所では、必要性が低くなった道路標識を撤去しています。



道路標識の撤去

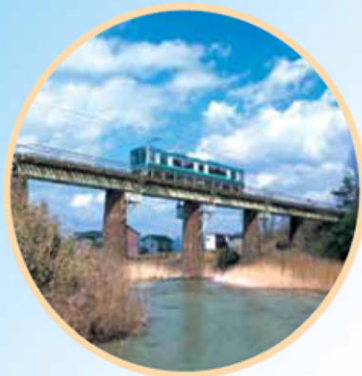
福井ふるさと百景60番「越前海岸」

※「福井ふるさと百景」・福井の文化や歴史、自然の豊かさなど、福井を特徴づける 100 のテーマで構成されている、ふるさとの景観。平成 23 年 4 月に選定。



福井ふるさと百景 69 番「越前・河野しおかぜライン」

### 福井ふるさと百景位置図



100 (嶺南一円) 若狭路湯嶽 小浜



71 (嶺北一円) 美味しいそばの原点 福井のそば畑

### 3) 標識板を縮小できるようにする（県独自基準を盛り込んだ条例の制定）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、道路法が改正<sup>\*</sup>され、県が管理する道路に設置する案内標識及び警戒標識並びにこれらに併せて設置される補助標識の寸法と文字の大きさについて、条例を制定しました（文字のスタイルや標識のデザインは対象外）。平成25年4月から施行となります。

※道路法の改正（第45条第3項）・・・都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

これまでの標識令では、標識の文字の大きさは個々の道路の設計速度により一律に決定され、周辺景観への配慮による縮小は不可でありました。

県の独自基準として、市町の景観計画に位置付けられた景観上重要な地域や「福井ふるさと百景」など地域の良好な景観の形成について配慮する必要があると認められる場合には、標識の寸法や文字の大きさを縮小できるようにしました。

これにより、景観に配慮した標識の整備が可能になり、さらに従来よりもコスト縮減になるというメリットがあります。



※整備イメージ

## 4. おわりに

福井県は、子どもの学力・体力日本一、高齢者の元気生活率日本一、有効求人倍率の高さや失業率の低さ、出生率6年連続上昇、治安も向上するなど、全国有数の暮らしやすい基盤があります。また、8割以上の県民が福井の暮らしに満足しています。このような県民の「生活の質」の高さと合わせて、ふるさと福井の優れた景観や豊かな環境を、県民と力を合わせて次の世代に残す必要があります。今後も継続して景観改善への取り組みを実施していきたいと考えています。